

中之条町ソーシャルメディア等運用ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、中之条町が業務においてソーシャルメディアを利用するにあたり、基本的な考え方や留意すべき事項を明らかにすることで、適正かつ円滑に運用し有効性の高い利用となるよう策定する。

(ソーシャルメディアの定義)

第2条 ソーシャルメディアとは、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、電子掲示板及び動画投稿サイトなど、インターネットを利用してユーザー情報を発信、あるいは相互にやりとりするための手段又はサービスをいう。

(利用目的)

第3条 ソーシャルメディアの利用にあつては、町広報誌、ホームページ等では伝達が難しい即時性や積極性が求められる情報又は動画や画像等の表現方法を活用することが望ましい情報等を、ソーシャルメディアの特徴又は機能を利用し、情報を発信し効果的な事業実施のための広報活動に寄与することを目的とし、また、ソーシャルメディアを常に使用可能な状態にしておき、災害等により町ホームページに事故があり、その機能を果たせない場合の代替媒体の一つとして利用することを目的とする。

(管理主体)

第4条 町におけるソーシャルメディア活用にあつては、地域共創課が全体を把握し管理するものとする。

(提供する情報)

第5条 提供する情報は、町の行政情報、観光情報、イベント情報及びその他広く周知することが有益であると判断される情報であり、かつソーシャルメディアを利用することが効果的であると判断される情報とする。

(書き込み等への対応)

第6条 個人等への書き込みに対しての返信は、原則として行わないものとする。ただし、情報の管理上必要な場合はこの限りでない。

2 コメント等への書き込みを不可とする設定が可能な場合は、特に利用がない限り書き込みできない状態にしておくものとする。

3 情報等に対して意見コメントが集中的に投稿される等、混乱した状態になった場

合は速やかに事実確認を行い、町ホームページにおいて公表するなど適切な対応を行うものとする。

(成りすまし対策)

第7条 町ホームページに公式アカウントの存在を明記するとともに、ソーシャルメディアにおいてアカウントの正当性を証明できる機能がある場合は、積極的に利用するものとする。

2 第三者による成りすましや不正アクセスによるアカウントの乗っ取り等が発覚した場合は、当該ソーシャルメディアの管理者に削除又は停止依頼を行うとともに、町ホームページにおいて注意喚起を行うものとする。また、必要に応じて報道機関等への情報提供を行うものとする。

(法令遵守)

第8条 ソーシャルメディアの利用にあたっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令、条例及び規則等を遵守することはもちろんのこと、掲載記事の与える影響を十分に理解したうえで、公正、公平な立場での利用をしなければならない。

(その他)

第9条 この運用ガイドラインに定めるもののほか、ソーシャルメディアの利用にあたっては、ソーシャルメディアごとに別途運用ポリシーを定めるものとする。

附 則（平成28年2月28日）

このガイドラインは、令和4年2月28日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。